

法定調書奉行[®] **VERP Smart**

機能アップガイド

Ver.5.06

● 令和 7 年 通勤手当に係る所得税の非課税限度額の改正に対応

通勤で自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。

改正内容および当製品の対応の詳細は、[こちら](#)をご参照ください。

法定調書奉行[®] **VERP Smart**

機能アップガイド

Ver.5.05

基礎控除・給与所得控除の見直しに対応	2
特定親族特別控除の創設に対応	2
扶養親族等の所得要件の改正に対応	11
令和6年入居の住宅ローン控除の改正に対応	11
退職所得の源泉徴収票の改正に対応	14

● 基礎控除・給与所得控除の見直しに対応

以下のとおり、所得税の基礎控除の見直し等が行われました。

当製品では、[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニューで年末調整計算する際に、自動的に反映されます。

○基礎控除の見直し

合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	改正前	改正後
132 万円以下 (200 万 3,999 円以下)	48 万円	95 万円
132 万円超 336 万円以下 (200 万 3,999 円超 475 万 1,999 円以下)		88 万円
336 万円超 489 万円以下 (475 万 1,999 円超 665 万 5,556 円以下)		68 万円
489 万円超 655 万円以下 (665 万 5,556 円超 850 万円以下)		63 万円
655 万円超 2,350 万円以下 (850 万円超 2,545 万円以下)		58 万円

○給与所得控除の見直し

55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

【給与所得控除額（改正された範囲）】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162 万 5,000 円以下	55 万円	65 万円
162 万 5,000 円超 180 万円以下	その収入金額 × 40 % - 10 万円	
180 万円超 190 万円以下	その収入金額 × 30 % + 8 万円	

上記に伴い、令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されます。

注 意

令和7年12月1日以後に給与等の支払いがない人には、この改正は適用されません。

◀ 関連メニュー ▶

[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー

● 特定親族特別控除の創設に対応

特定親族の合計所得金額に応じて控除する「特定親族特別控除」が創設されました。

参 考

特定親族とは、居住者と生計を一にする19歳以上23歳未満の親族で、合計所得金額が58万円超123万円以下（収入金額が123万円超188万円以下）の人をいいます。

なお、合計所得金額が58万円以下の場合は、特定親族特別控除の対象とはなりません。扶養控除の対象となります（特定扶養親族に該当します）。

年末調整において特定親族特別控除の適用を受ける場合は、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

また、合計所得金額が58万円超100万円以下（収入金額が123万円超165万円以下）の場合は「源泉控除対象親族」となり、令和8年1月以後に支払うべき給与について、源泉控除が受けられます（令和8年分以後の扶養控除等申告書の「源泉控除対象親族」欄に記載します）。

参 考

合計所得金額が100万円超123万円以下（収入金額が165万円超188万円以下）の特定親族については、各月の源泉徴収税額の計算では考慮されませんが、年末調整の際に特定親族特別控除申告書を提出することにより、特定親族特別控除の適用を受けることができます。

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	特定親族特別控除額
58 万円超 85 万円以下 (123 万円超 150 万円以下)	63 万円
85 万円超 90 万円以下 (150 万円超 155 万円以下)	61 万円
90 万円超 95 万円以下 (155 万円超 160 万円以下)	51 万円
95 万円超 100 万円以下 (160 万円超 165 万円以下)	41 万円
100 万円超 105 万円以下 (165 万円超 170 万円以下)	31 万円
105 万円超 110 万円以下 (170 万円超 175 万円以下)	21 万円
110 万円超 115 万円以下 (175 万円超 180 万円以下)	11 万円
115 万円超 120 万円以下 (180 万円超 185 万円以下)	6 万円
120 万円超 123 万円以下 (185 万円超 188 万円以下)	3 万円

当製品では、以下のメニューが変更されます。

[扶養控除等異動申告書]メニュー

[扶養控除等異動申告書 - 印刷条件設定]画面の[基本設定]ページで印刷対象に「令和8年」を選択すると、新様式の「令和8年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」が印刷できます。源泉控除対象親族が特定扶養親族または特定親族の場合は、「特定扶養親族・特定親族」欄の該当箇所にチェックが付きます。

令和8年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等 新宿 税務署長	給与の支払者の名称（氏名） 〇ＢＣ商事株式会社	（フリガナ） ヤマダ 一朗	あなたの氏名 山田 一朗	あなたの住所 東京都新宿区山手町1-3-9ロイヤルパークマンション805	あなたの生年月日 昭和51年9月21日	あなたの職業 本人
給与の支払者の住所（法人の場合は代表者の住所） 新宿 市に町村長	東京都新宿区西新宿6丁目8番1号 住友不動産新宿パークタワー	あなたの住所 東京都新宿区山手町1-3-9ロイヤルパークマンション805				

以下の各欄に記載する親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当しない場合には、上記の各欄を記載して給与の支払者に提出してください。

区分等	（フリガナ） 氏名	個人番号 あなたの氏名 生年月日	住所又は居所	扶養控除を受ける親族（注1） 生計を一にする事実 扶養控除を受ける親族（注1） 生計を一にする事実	異動月日及び事由 （※）異動月日及び事由 （※）異動月日及び事由
主たる給与を受ける B 扶養控除対象親族 (16歳以上 23歳未満)	1 山田 一朗	昭和51.9.21	東京都新宿区山手町1-3-9ロイヤルパークマンション805	☒ 配偶者 ☐ 子 ☐ 孫 ☐ 兄弟姉妹 ☐ 父母 ☐ 祖父母 ☐ 曾祖父母 ☐ 孫の配偶者 ☐ 兄弟姉妹の配偶者 ☐ 父母の配偶者 ☐ 祖父母の配偶者 ☐ 曾祖父母の配偶者	
	2 山田 一朗	昭和51.9.21	東京都新宿区山手町1-3-9ロイヤルパークマンション805	☒ 配偶者 ☐ 子 ☐ 孫 ☐ 兄弟姉妹 ☐ 父母 ☐ 祖父母 ☐ 曾祖父母 ☐ 孫の配偶者 ☐ 兄弟姉妹の配偶者 ☐ 父母の配偶者 ☐ 祖父母の配偶者 ☐ 曾祖父母の配偶者	
	3 山田 一朗	昭和51.9.21	東京都新宿区山手町1-3-9ロイヤルパークマンション805	☒ 配偶者 ☐ 子 ☐ 孫 ☐ 兄弟姉妹 ☐ 父母 ☐ 祖父母 ☐ 曾祖父母 ☐ 孫の配偶者 ☐ 兄弟姉妹の配偶者 ☐ 父母の配偶者 ☐ 祖父母の配偶者 ☐ 曾祖父母の配偶者	
	4 山田 一朗	昭和51.9.21	東京都新宿区山手町1-3-9ロイヤルパークマンション805	☒ 配偶者 ☐ 子 ☐ 孫 ☐ 兄弟姉妹 ☐ 父母 ☐ 祖父母 ☐ 曾祖父母 ☐ 孫の配偶者 ☐ 兄弟姉妹の配偶者 ☐ 父母の配偶者 ☐ 祖父母の配偶者 ☐ 曾祖父母の配偶者	
障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生 C	☐ 障害者 ☐ 寡婦 ☐ ひとり親 ☐ 勤労学生				
	注1 非居住者に該当する親族が扶養親族である場合は16歳以上23歳未満又は23歳以上29歳未満にチェックを付けてください。 注2 特定親族は、扶養親族には該当しませんので、あなたの障害者控除の対象にはなりません。				

区分等	（フリガナ） 氏名	個人番号 あなたの氏名 生年月日	住所又は居所	扶養控除を受ける他の所得者 氏名 あなたの氏名 住所又は居所	異動月日及び事由
D 他の所得者が 控除を受ける 扶養親族等					

〇住民税に関する事項（この欄は、地方税法第15条の2及び第17条の2に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。）

区分等	（フリガナ） 氏名	個人番号 あなたの氏名 生年月日	住所又は居所	扶養控除を受ける他の所得者 氏名 あなたの氏名 住所又は居所	異動月日及び事由
16歳未満の 扶養親族 (年23.1.2以後生)					
扶養手当等を受ける 配偶者・扶養親族・ 特定親族					

＜ 関連メニュー ＞

[年末調整]-[控除申告書]-[扶養控除等異動申告書]メニュー

[基礎／配偶者／特定親族特別／所得金額調整控除申告書]メニュー

メニュー名が、[基礎／配偶者／所得金額調整控除申告書]メニューから[年末調整]-[控除申告書]-[基礎／配偶者／特定親族特別／所得金額調整控除申告書]メニューに変更されました。

「給与所得者の特定親族特別控除申告書」が提出された場合は、【特定親族特別控除】に入力します。

基礎／配偶者／所得金額調整控除申告書

301 営業部 東日本営業課

社員番号 氏名

100000 山田 一郎 <左様>

社員番号欄 2025年分

基礎／配偶者／特定親族特別／所得金額調整控除

【基礎控除】		提出区分	提出あり	【配偶者控除等】		提出区分	提出あり
所得の種類	収入金額		所得金額	所得の種類	収入金額		所得金額
給与所得	8,600,000 円		6,650,000 円	給与所得	1,200,000 円		550,000 円
給与所得以外の所得			0 円	給与所得以外の所得			0 円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額			6,650,000 円	配偶者の本年中の合計所得金額の見積額			550,000 円
基礎控除の額			580,000 円	配偶者控除の額			380,000 円
				配偶者特別控除の額			0 円

【特定親族特別控除】				提出区分	提出あり
フリガナ	続柄	生年月日	非居住者		
氏名	住所又は居所	生計を一にする事実	所得の見積額	特定親族特別控除の額	
ヒロ子	子	平成17年 6月30日		830,000 円	630,000 円
洋朗					

【所得金額調整控除】		提出区分	提出あり
要件			
	あなた自身が特別障害者		
	同一生計配偶者が特別障害者		
	扶養親族が特別障害者		
☐	扶養親族が年齢23歳未満(平15.1.2以後生)		

特別障害者に該当する事実

扶養控除等申告書のとおり

F1 操作説明 F2 F3 F4 F5 F6 F7 F8 F9 F10 中止 F11 ガイド F12 登録

〔基礎／配偶者／特定親族特別／所得金額調整控除申告書 - 印刷条件設定〕画面の〔詳細設定〕ページの「特定親族情報」にチェックを付けると、特定親族特別控除申告書に氏名や合計所得金額が印字されます。

《 関連メニュー 》

〔年末調整〕-〔控除申告書〕-〔基礎／配偶者／特定親族特別／所得金額調整控除申告書〕メニュー

〔年末調整処理〕メニュー

〔年末調整処理〕メニューの〔所得控除等〕ページに、【特定親族特別控除情報】が追加されました。

年末調整処理

301 営業部 東日本営業課

社員番号 氏名 100000 山田 一朗

先行入力 給与年調

所得控除等 税額控除 中途入社 家族・所得税

【保険料控除情報】

一般生命保険料	新	1	0
介護医療保険料	旧		0
個人年金保険料	新		0
生命保険料控除額	旧		0
地震保険料			0
旧長期損害保険料			0
地震保険料控除額			0
国民年金保険料			0
社保申告控除分合計			0
小規模共済出金			0

【基礎控除情報】

基礎控除申告書の提出	1	あり
基礎控除額		***,***,***

【配偶者控除等情報】

配偶者合計所得		0
配偶者控除等申告書の提出	1	あり
老人控除対象配偶者	0	対象外
配偶者控除額		***,***,***
配偶者特別控除額		***,***,***

【特定親族特別控除情報】

合計所得(\$)...		
特定親族申告書の提出	0	なし
特定親族特別控除額		0

【税額計算情報】

課税区分	1	甲種
年末調整区分	1	年調する
年末調整方法	0	給与年調
単独還付方法	0	現金

【所得金額調整控除情報】

所得調整控除申告書の提出	1	あり
所得金額調整控除額		***,***,***

参 考

[年末調整]-[控除申告書]-[基礎／配偶者／特定親族特別／所得金額調整控除申告書]で【特定親族特別控除】を入力していた場合は、【特定親族特別控除情報】に反映されます。

「給与所得者の特定親族特別控除申告書」が提出された場合は、特定親族申告書の提出に「1：あり」を選択すると、[年末調整処理 - 特定親族合計所得]画面が開きます（[合計所得]ボタンをクリックしても[年末調整処理 - 特定親族合計所得]画面が開きます）。初期値として、処理年の12月31日時点の年齢が19歳以上23歳未満の場合は、特定親族区分に「1：対象」が表示されます。

特定親族合計所得を入力すると、特定親族特別控除額が計算されます。

年末調整処理 - 特定親族合計所得

No.	氏名	続柄	生年月日	特定親族区分	特定親族合計所得	特定親族特別控除額
1	洋朗	子	平成17年 6月00日	1 対象	900,000	610,000
2	伸介	子	平成20年 1月11日	0 対象外	0	0
3	大原とし	母	昭和 9年 3月23日	0 対象外	0	0

特定親族特別控除の適用を受ける場合は、「1：対象」を選択します。初期値として、19歳以上23歳未満の場合は「1：対象」が表示されます。特定親族合計所得を入力すると、特定親族特別控除額が表示されます。

参 考

[年末調整処理 - 特定親族合計所得]画面の特定親族特別控除額がある場合は、[年末調整処理]メニューの[家族・所得税]ページの扶養親族の扶養区分は「0：控除対象外」になります。

これに伴い、汎用データの年末調整データの項目が追加されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【特定親族特別控除情報】				
扶養親族 1 ～ 10				
特定親族区分	YISR001	1	数字	項目の新規追加
特定親族合計所得	YISR002	9	数字	
特定親族申告書の提出	YISR003	1	数字	
特定親族特別控除額	YISR004	9	数字	
【家族情報】				
扶養親族 1 ～ 10				
扶養区分	EFMD011	1	数字	選択肢の追加 (処理年が2026年以降の場合に「5：特定」を追加)
【所得税情報】				
特定親族	ESUP016	2	数字	項目の新規追加
【計算結果情報】				
特定親族特別控除額	—	—	—	項目の新規追加

また、[年末調整]-[年末調整一覧表]-[年末調整一覧表]メニューや[年末調整]-[年末調整一覧表]-[過不足税額一覧表]メニューでも、「特定親族特別控除額」「扶養親族1～10-特定親族合計所得」が集計できます。

注 意

令和7年12月1日以後に給与等の支払いがない人には、この改正は適用されません。

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー
- ・ [年末調整]-[年末調整一覧表]-[年末調整一覧表]メニュー
- ・ [年末調整]-[年末調整一覧表]-[過不足税額一覧表]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メニュー

[源泉徴収票]メニュー

以下のように様式が変更され、当製品でも新様式に対応しました。

①「控除対象扶養親族」欄の名称が「控除対象扶養親族等」欄に変更されました。
特定親族がいる場合は、氏名と特定親族特別控除の額をもとに区分が表示されます。

表示される区分は、以下になります。

8 / 15

- ②「控除対象扶養親族等の数」欄に「特親」欄が追加され、特定親族の人数が出力されます。
- ③「特定親族特別控除の額」欄が追加されました。

参 考

令和8年（2026年）以降の場合で、年末調整しない社員の源泉徴収票を作成する場合は、**特親所得**を押して[源泉徴収票 - 特定親族所得見積額]画面を開きます。扶養控除等（異動）申告書の特定親族の所得の見積額を入力すると、所得見積額をもとに控除対象扶養親族等の区分が表示されます。

《 関連メニュー 》

- ・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー
- ・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票一覧表]メニュー
- ・[随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[税務署提出用データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[市町村提出用データ作成]メニュー

[源泉徴収簿]メニュー

特定親族特別控除の適用がある場合は、欄外に「特定親族特別控除額 XXX,XXX」と印字されます。

令和7年分 給与所得に対する源泉徴収簿

所属	301 営業部 東日本営業課	社員番号	100000	氏名	山田 一朗	住所	〒162-0052 東京都新宿区戸山2-13-8 ロイヤルパークマンション805			
役職										
区分	月 支 月 日	給 付 日	課税支給額	社会保険料等	社会保険料等 控除後の 給与等の金額	所得 税 額	年末調整による 過不足税額	差引徴収税額		
給与 等	1	1・24	478,972	71,800	407,172	4	6,300	0		
	2	2・25	475,051	71,790	403,261	4	6,050	0		
	3	3・25	474,964	71,788	403,176	4	6,050	0		
	4	4・25	478,885	71,798	407,087	4	6,300	0		
	5	5・23	478,972	71,800	407,172	4	6,300	0		
	6	6・25	478,885	71,798	407,087	4	6,300	0		
	7	7・25	478,885	71,798	407,087	4	6,300	0		
	8	8・25	478,972	71,800	407,172	4	6,300	0		
	9	9・25	478,972	71,800	407,172	4	6,300	0		
	10	10・24	413,000	2,271	410,729	4	6,420	0		
	11	11・25	479,952	2,694	477,258	4	9,940	0		
	12	12・25	478,972	2,687	476,285	4	9,940	▲114,890		
計			5,674,482	653,824	5,020,658		82,500			
賞 与 等	7	7・10	821,500	125,326	696,174	4	42,647 (税率 6.125%)	0		
	12	12・10	821,500	127,380	694,120	4	85,043 (税率 12.25%)	0		
	計		1,643,000	252,706	1,390,294		127,690			
合 計			7,317,482	906,530	6,410,952		210,190			
前年度生計等										
課税区分	甲種	乙種	年末調整方法		給与年調	給与年調	給与年調	給与年調		
課税区分			給与年調		給与年調		給与年調			
扶 養 控 除 人 等	本 人	一般扶養親属	控除対象扶養親属	一般扶養親属	1					
		特別障害者	控除対象扶養親属	特別障害者						
		高年齢者	控除対象扶養親属	高年齢者						
		ひとり親	控除対象扶養親属	ひとり親						
		勤労学生	控除対象扶養親属	勤労学生						
		配偶者	控除対象配偶者	配偶者						
		同居特別障害者	控除対象扶養親属	同居特別障害者						
		同居特別障害者	控除対象扶養親属	同居特別障害者						
		同居特別障害者	控除対象扶養親属	同居特別障害者						
		同居特別障害者	控除対象扶養親属	同居特別障害者						
		同居特別障害者	控除対象扶養親属	同居特別障害者						
		同居特別障害者	控除対象扶養親属	同居特別障害者						
区 分			金額	税 額						
給料・手当等			5,674,482	82,500						
賞与等			1,643,000	127,690						
中途調整収入										
計			7,317,482	210,190						
年 間 調 整	年 間 調 整	給与所得控除後の給与等の金額	5,485,733	330,000						
		所得金額調整控除額								
		給与所得控除後の給与等の金額(調整前)	5,485,733	330,000						
		社会保険料等	906,530							
		社会保険料等(特別)								
		社会保険料等の合計	906,530							
		生計維持料の控除額	84,000							
		地価保険料の控除額	28,000							
		配偶者(特別)控除額	380,000							
		扶養控除及び障害者等の控除額の合計	960,000							
		基礎控除額	300,000							
		所得控除額の合計額	3,618,530							
年 間 調 整	年 間 調 整	差引課税給与所得金額及び支出所得額	1,867,000	93,350						
		(特定調整等)住宅借入金等特別控除額								
		年間所得税額	93,350							
		年間調整年税額	95,300							
		差引(超過)又は不足額	114,890							
		本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	9,940							
		未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額								
		差引還付する金額	104,950							
		同上的 本年中に還付する金額	104,950							
		同上的 翌年において還付する金額								
		不足額の精算								
		本年最後の給与から徴収する金額								
		翌年に繰り越して徴収する金額								
特定親族特別控除額			630,000							

《 関連メニュー 》

- ・ [年末調整]-[源泉徴収簿]-[源泉徴収簿]メニュー
- ・ [年末調整]-[源泉徴収簿]-[年末調整計算書]メニュー
- ・ [年末調整]-[源泉徴収簿]-[年末調整通知書]メニュー

[社員情報登録]メニュー（令和8年1月以後）

[随時処理]-[年次更新]メニューで年次更新を実行して処理年が「令和8年」になると、[社員情報登録]メニューの「家族・所得税」ページの扶養親族の扶養区分に「5：特定」が追加されます。19歳から23歳未満の親族がいる場合は、合計所得金額に応じて、扶養区分を選択します。

なお、年次更新の際に前年（令和7年）の年末調整処理で特定親族であった場合は、自動的に「5：特定」が表示されます（年齢が23歳未満の場合）。

19歳以上23歳未満の親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	[社員情報登録]メニューの「家族・所得税」ページの扶養区分
58万円以下 (123万円以下)	「2：特定扶養」
58万円超 100万円以下 (123万円超 165万円以下)	「5：特定」
100万円超 (165万円超)	「0：控除対象外」

【扶養人数情報】に「特定親族」欄が追加され、扶養区分が「5：特定」の扶養親族がいる場合は、「特定親族」欄と「扶養等の数」欄に人数が加算されます。

基 本 家族・所得税 中途・市町村

【家族情報】				配偶者の有無		1 配偶者あり		【本人区分情報】	
No.	フリガナ	性別	生年月日	死亡年月日	居住者区分	扶養区分	障害者区分	本籍/ひとり親区分	0 対象外
配偶	301	1 女性	1969年 5月 3日	年 月 日	0 居住者	1 源泉控除配偶	0 対象外	障害者区分	0 対象外
	洋子	01 妻	1 同居					勤労学生区分	0 対象外
1	ヒロシ	0 男性	2005年 6月 30日	年 月 日	0 居住者	5 特定	0 対象外	未成年者区分	0 対象外
	洋朗	01 子	1 同居					災害者区分	0 対象外
2	シロ	0 男性	2008年 1月 11日	年 月 日	0 居住者	1 一般扶養	0 対象外	外国人区分	0 対象外
	伸介	01 子	1 同居					居住者区分	0 居住者
3	材助	0 男性	1934年 3月 23日	年 月 日	0 居住者	4 老親等	0 対象外	【扶養人数情報】	
	大原とし	03 母	1 同居					配偶者区分	1 源泉控除配偶
4		0 男性	年 月 日	年 月 日	0 居住者	0 控除対象外	0 対象外	一般扶養親族	1 名
		00	1 同居					特定扶養親族	0 名
5		0 男性	年 月 日	年 月 日	0 居住者	0 控除対象外	0 対象外	老人扶養親族	0 名
		00	1 同居					同居特別障害者	0 名
6		0 男性	年 月 日	年 月 日	0 居住者	0 控除対象外	0 対象外	同居老親等	1 名
		00	1 同居					特定親族	1 名
7		0 男性	年 月 日	年 月 日	0 居住者	0 控除対象外	0 対象外	年少扶養親族	0 名
		00	1 同居					扶養等の数	4 名

注 意

処理年が「令和7年」の間は、扶養区分に「5：特定」は表示されません。

これに伴い、汎用データの社員情報データの項目が変更されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【家族情報】				
扶養親族 1～10				
扶養区分	EFMD011	1	数字	選択肢の追加 (処理年が2026年以降の場合に「5：特定」を追加)
【扶養人数情報】				
特定親族	ESUP016	2	数字	項目の新規追加

◀ 関連メニュー ▶

- ・[受給者情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]-[社員情報データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[社員情報データ受入]-[社員情報データ受入]メニュー

● 扶養親族等の所得要件の改正に対応

以下の通り、扶養親族等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

当製品では、[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニューで年末調整計算する際に、自動的に判定されます。

【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件（収入が給与だけの場合の収入金額）	
	改正前	改正後
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	48 万円以下 (103 万円以下)	58 万円以下 (123 万円以下)
配偶者特別控除の対象 となる配偶者	48 万円超 133 万円以下 (103 万円超 201 万 5,999 円以下)	58 万円超 133 万円以下 (123 万円超 201 万 5,999 円以下)
勤労学生	75 万円以下 (130 万円以下)	85 万円以下 (150 万円以下)

注 意

令和 7 年12月 1 日以後に給与等の支払いがない人には、この改正は適用されません。

◀ 関連メニュー ▶

[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー

● 令和 6 年入居の住宅ローン控除の改正に対応

新築・買取再販については、住宅の区分と特例対象個人か否かで、借入限度額が以下のようになります。

参 考

特例対象個人とは、令和6年12月31日（年の途中で死亡した場合はその時点）の現況で、以下のいずれかの人です。

○夫婦のいずれかが40歳未満

○19歳未満の扶養親族を有する

特例対象個人として令和6年分の確定申告を行った場合は、税務署から送付される住宅ローン控除申告書の住宅の区分等欄に「特例対象個人」と印字されます。

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	特例対象個人の場合：5,000 万円 上記以外の場合：4,500 万円
ZEH水準省エネ住宅	特例対象個人の場合：4,500 万円 上記以外の場合：3,500 万円
省エネ基準適合住宅	特例対象個人の場合：4,000 万円 上記以外の場合：3,000 万円
その他の住宅	2,000 万円（建築確認を受けたものとします）
震災特例の場合	特例対象個人の場合：5,000 万円 上記以外の場合：4,500 万円

当製品では、[年末調整処理]メニューの[税額控除]ページの住宅の区分等に選択肢が追加され、以下のように変更されました。居住開始年月日や控除額適用区分、住宅の区分等の設定をもとに、住宅借入金等控除額が自動計算されます。

変更前	変更後
00：非該当	00：非該当
01：中古住宅	01：中古住宅
02：特例居住用家屋	02：特例居住用家屋
03：認定住宅・新築	03：認定住宅・新築
04：認定住宅・買取再販	04：認定住宅・買取再販
05：認定住宅・新築・特例認定住宅等	05：認定住宅・新築・特例認定住宅等
06：ZEH水準省エネ住宅・新築	06：ZEH水準省エネ住宅・新築
07：ZEH水準省エネ住宅・買取再販	07：ZEH水準省エネ住宅・買取再販
08：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等	08：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等
09：省エネ基準適合住宅・新築	09：省エネ基準適合住宅・新築
10：省エネ基準適合住宅・買取再販	10：省エネ基準適合住宅・買取再販
11：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等	11：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等
	12：特例対象個人
	13：特例認定住宅等・特例対象個人
	14：認定住宅・新築・特例対象個人
	15：認定住宅・買取再販・特例対象個人
	16：認定住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人
	17：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例対象個人
	18：ZEH水準省エネ住宅・買取再販・特例対象個人
	19：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人
	20：省エネ基準適合住宅・新築・特例対象個人
	21：省エネ基準適合住宅・買取再販・特例対象個人
	22：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人

これに伴い、汎用データの年末調整データの住宅の区分等と2回目一住宅の区分等に、選択肢（「12：特例対象個人」～「22：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人」）が追加されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
住宅の区分等 2回目一住宅の区分等	YITS016 YITS017	2	数字	00：非該当 01：中古住宅 02：特例居住用家屋 03：認定住宅・新築 04：認定住宅・買取再販 05：認定住宅・新築・特例認定住宅等 06：ZEH水準省エネ住宅・新築 07：ZEH水準省エネ住宅・買取再販 08：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等 09：省エネ基準適合住宅・新築 10：省エネ基準適合住宅・買取再販 11：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等 12：特例対象個人 13：特例認定住宅等・特例対象個人 14：認定住宅・新築・特例対象個人 15：認定住宅・買取再販・特例対象個人 16：認定住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人 17：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例対象個人 18：ZEH水準省エネ住宅・買取再販・特例対象個人 19：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人 20：省エネ基準適合住宅・新築・特例対象個人 21：省エネ基準適合住宅・買取再販・特

				例対象個人 22：省エネ基準適合 住宅・新築・特例認 定住宅等・特例対象 個人
--	--	--	--	---

《 関連メニュー 》

- ・[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メニュー

● 退職所得の源泉徴収票の改正に対応

令和8年1月1日以後に提出する退職所得の源泉徴収票の改正に対応しました。

○提出範囲の変更に対応

役員だけでなく、退職手当等の支払を受けるすべての人が提出することになりました。

当製品の令和8年分の[支払調書1]-[退職所得の源泉徴収票]メニューでは、すべての人の提出区分が「1：提出する」になります。

○新様式に対応

「番号」欄が追加されました。

当製品では、令和8年分の[支払調書1]-[退職所得の源泉徴収票]メニューに「番号」欄が追加されます。

初期値は空欄です。必要に応じて、「1」～「7」を入力してください。

※入力する番号については、支払内容に応じて所轄の税務署へご確認ください。

これに伴い、汎用データの退職所得の源泉徴収票データに項目が追加されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
番号	PWRH031	1	数字	項目の新規追加

《 関連メニュー 》

- ・ [支払調書1]-[退職所得の源泉徴収票]メニュー
- ・ [随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[税務署提出用データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[支払調書データ作成]-[退職所得の源泉徴収票データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ受入]-[支払調書データ受入]-[退職所得の源泉徴収票データ受入]メニュー

法定調書奉行[®] **VERP Smart**

機能アップガイド

Ver.5.04

機能追加内容はありません。関連製品の修正に伴い更新しています。

法定調書奉行[®] **VERP Smart**

機能アップガイド

Ver.5.02

目次

国税電子申告（e-Tax）の令和7年1月6日受付開始分に対応	2
地方税電子申告（eLTAX）の令和6年12月16日受付開始分に対応	2
光ディスクの摘要欄の記載要領変更に対応	2

- 国税電子申告（e-Tax）の令和 7 年 1 月 6 日受付開始分に対応

＜＜ 関連メニュー ＞＞

[電子申告]メニュー

- 地方税電子申告（eLTAX）の令和 6 年12月16日受付開始分に対応

＜＜ 関連メニュー ＞＞

[電子申告]メニュー

- 光ディスクの摘要欄の記載要領変更に対応

光ディスクにより提出する給与支払報告書について、提出用データの摘要欄の記載要領が追加され、当製品でも対応しました。「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」がいる場合に、摘要欄の出力内容が変更されます。

＜＜ 関連メニュー ＞＞

- ・ [随時処理] - [磁気ディスク提出用データ作成] - [税務署提出用データ作成]メニュー
- ・ [随時処理] - [磁気ディスク提出用データ作成] - [市町村提出用データ作成]メニュー
- ・ [電子申告] - [給与支払報告書] - [PCdesk用CSV取込データ作成]メニュー

法定調書奉行[®] **VERP Smart**

機能アップガイド

Ver.5.01

《改正情報》	
「年末調整に係る定額減税のための申告書」に対応	2
「保険料控除申告書」の新様式に対応	3
[給与賞与入力]メニューで月次減税に関する金額を入力可能	4
定額減税（年調減税事務）に対応	4
住宅ローン控除の増改築等の上限計算に対応	8
光ディスクの摘要欄の文字数変更に対応	9
「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の様式変更に対応	9
《機能追加》	
搭載辞書を更新	10

《改正情報》

- 「年末調整に係る定額減税のための申告書」に対応

「令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書」に対応しました。

This is a detailed form for tax reporting. It includes sections for:

- Personal information (Name, Address, etc.)
- Employer information (Company Name, Address, etc.)
- Income details (Salary, etc.)
- Spouse's information (Name, Address, etc.)
- Spouse's income details (Salary, etc.)
- Tables for determining tax status (e.g., '基礎控除の対象' - Eligible for basic exemption)
- Tables for determining income adjustment (e.g., '所得金額調整の対象' - Eligible for income adjustment)

これに伴い、[年末調整]-[控除申告書]-[基礎／配偶者／所得金額調整控除申告書]メニューの【基礎控除】に「本人定額減税対象」欄、【配偶者控除等】に「配偶者定額減税対象」欄が追加されました。本人や配偶者の合計所得金額から定額減税の対象になるかが自動判定され、定額減税の対象になる場合は「○」が表示されます。

The screenshot shows the software interface for the tax reporting form. It displays the '基礎／配偶者／所得金額調整控除' menu with the following sections:

- 基礎控除**: Fields for '所得の種類' (Type of income), '収入金額' (Income amount), and '所得金額' (Taxable income amount). It includes a table for 'あなたの本年の合計所得金額の見積り' (Estimated total income for this year).
- 配偶者控除等**: Fields for '所得の種類' (Type of income), '収入金額' (Income amount), and '所得金額' (Taxable income amount). It includes a table for '配偶者の本年の合計所得金額の見積り' (Estimated total income for this year for spouse).
- 所得金額調整控除**: Fields for 'あなた自身が特別障害者' (Are you a special person with a disability?), '同一生計配偶者が特別障害者' (Is your spouse a special person with a disability?), and '扶養親族が特別障害者' (Is a dependent family member a special person with a disability?).

 The '本人定額減税対象' (Eligible for personal fixed amount tax reduction) and '配偶者定額減税対象' (Eligible for spouse fixed amount tax reduction) checkboxes are highlighted with red boxes.

※当製品では「令和6年分 源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」を出力することはできません。

《 関連メニュー 》

[年末調整]-[控除申告書]-[基礎／配偶者／所得金額調整控除申告書]メニュー

● 「保険料控除申告書」の新様式に対応

「給与所得者の保険料控除申告書」の新様式に対応しました。

当年から申告者との続柄の記載を要しないこととされ、生命保険料控除・地震保険料控除・社会保険料控除の各「あなたとの続柄」欄が削除されました。

これに伴い、[年末調整]-[控除申告書]-[保険料控除申告書]メニューの生命保険料控除・地震保険料控除・社会保険料控除の各続柄が削除されました。

また、汎用データの生命保険／地震保険データの以下の項目は、処理年が令和6年（2024年）以降の場合は、受け入れられなくなります。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【生命保険／個人年金】				
続柄	YPSG007	6	文字	
【地震保険】				
続柄	YPSD008	6	文字	

※処理年が令和5年（2023年）以前の場合は、受け入れられます。

◀ 関連メニュー ▶

- ・[年末調整]-[控除申告書]-[保険料控除申告書]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[生命保険/地震保険データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[生命保険/地震保険データ受入]メニュー

● [給与賞与入力]メニューで月次減税に関する金額を入力可能

[日常処理]-[給与賞与入力]メニューで、処理年が令和6年（2024年）の場合は「減税前所得税」と「定額減税額（所得税）」が入力できるようになりました。[年末調整]-[源泉徴収簿]-[源泉徴収簿]メニューで印刷した際に、年末調整による過不足税額欄に各月の定額減税額（所得税）を印字することができません。

注 意

「減税前所得税」と「定額減税額（所得税）」は、「所得税」と同様に自動計算されません。

これに伴い汎用データの給与賞与データに以下の項目が追加されました。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
減税前所得税	DPSB014	9	数字	処理年が令和6年（2024年）の場合だけ、受け入れられます。
定額減税額（所得税）	DPSB015	9	数字	

◀ 関連メニュー ▶

- ・[日常処理]-[給与賞与入力]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[日常処理データ作成]-[給与賞与データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[日常処理データ受入]-[給与賞与データ受入]メニュー
- ・[随時処理]-[奉行連動データ受入]-[給与奉行→法定調書奉行データ受入]メニュー

● 定額減税（年調減税事務）に対応

年調減税事務では、年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき、年間の所得税額との精算を行います。

当製品の変更箇所は、以下になります。

[年末調整処理]メニュー

○年末調整計算を行う際に、定額減税対象者（本人・配偶者・扶養親族）が自動判定されます。

以下の場合に、定額減税対象者になります（配偶者と扶養親族については、本人が定額減税対象者でない場合は定額減税対象者になりません）。

本人	○居住者区分が「0：居住者」 ○本人の合計所得金額が1,805万円以下
配偶者	○居住者区分が「0：居住者」 ○配偶者の合計所得金額が48万円以下（同一生計配偶者） ○配偶者の有無が「1：配偶者あり」 ○配偶者控除等申告書の提出が「1：あり」 ※ [社員情報登録]メニューの [家族・所得税] ページの定額減税区分の設定は、年末調整計算には影響ありません。
扶養親族	○居住者区分が「0：居住者」 ○扶養区分が「0：控除対象外」と「8：控除対象外で他の所得者の扶養」以外

○年末調整処理の計算結果に、年調減税額内訳と以下の項目が追加されます。

計算結果		転記元説明	
区分	金額	税額	
給料・手当等	5,655,838	36,560	
賞与等	2,032,000	19,493	
中途調整収入	0	0	
計	7,687,838	56,053	
<給与所得控除後>	5,819,054		
所得金額調整控除額	0		
<調整控除後>	5,819,054		
社会保険料等	1,187,458		
除税額	0		
控除額	0		
生命保険料控除額	120,000		
地震保険料控除額	50,000		
配偶者（特別）控除額	360,000		
扶養親族等控除額	1,340,000		
基礎控除額	480,000		
<所得控除合計額>	3,557,458		
<課税給与所得>	2,261,000		
年調減税額内訳			
本人	30,000		
配偶者	0		
扶養	90,000		
<<算出所得税額>>		128,600	
住宅借入金等控除額		0	
<年調所得税額>		128,600	
年調減税額		120,000	
<年調減税額控除後の年調所得税額>		8,600	
控除外額		0	
<年調年税額>		8,700	
<<差引過不足額>>		-47,353	

年調減税額	本人・同一生計配偶者・扶養親族の人数 × 30,000円 余白に年調減税額内訳が表示されます。 ※令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等（賞与含む）の際に計算した月次減税額は、年調減税額に影響ありません。年末調整時点の情報で年調減税額を計算します。
<年調減税額控除後の年調所得税額>	<年調所得税額> - 年調減税額がプラスの場合の金額 ※定額減税しきれた場合に表示されます。
控除外額	<年調所得税額> - 年調減税額がマイナスの場合の金額 ※定額減税しきれなかった場合に表示されます。

なお、<年調年税額>には、<年調減税額控除後の年調所得税額> × 102.1%（復興特別所得税）の金額が表示されます。

参 考

上記項目を[年末調整]-[年末調整一覧表]-[年末調整一覧表]メニューや[年末調整]-[年末調整一覧表]-[過不足税額一覧表]メニューで集計する場合は、条件設定画面の[集計項目]ページで項目を選択してください。

また、これに伴い汎用データの年末調整データに以下の項目が追加されました。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【計算結果情報】				
年調減税額	YCR1018	—	—	処理年が令和6年（2024年）の場合で、「計算結果の受入を行う」を選択した場合だけ、受け入れられます。
<年調減税額控除後の年調所得税額>	YCR1019	—	—	
控除外額	YCR1020	—	—	
年調減税額内訳—本人	—	—	—	受入不可 処理年が令和6年（2024年）の場合だけ出力できます。
年調減税額内訳—配偶者	—	—	—	
年調減税額内訳—扶養	—	—	—	

《 関連メニュー 》

- ・[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー
- ・[年末調整]-[年末調整一覧表]-[年末調整一覧表]メニュー
- ・[年末調整]-[年末調整一覧表]-[過不足税額一覧表]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メニュー

[源泉徴収票]メニュー

摘要欄に以下の項目が出力されます。

源泉徴収時所得税減税控除済額	年調減税で控除した金額 ○年調所得税額 ≥ 年調減税額の場合 年調減税額の金額 ○年調所得税 < 年調減税額の場合 年調所得税額の金額
控除外額	年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額 ※控除しきれた場合は0円になります。
非控除対象配偶者減税有	合計所得金額が1,000万円超である居住者の同一生計配偶者分を年調減税額の計算に含めた場合に出力されます。 また、上記の同一生計配偶者が障害者の場合は、「氏名（同配）（減税有）」が出力されます。

参 考

上記項目を[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票一覧表]メニューで集計する場合は、[源泉徴収票一覧表 - 条件設定]画面の[集計項目]ページで項目を選択してください。

また、各設定が以下に該当する外国人技能実習生の場合も、摘要欄に「源泉徴収時所得税減税控除済額0円 控除外額 30,000円」が出力されます。

- [社員情報登録]メニューの[給与・単価]ページの課税区分「0：計算不要」
- [社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの外国人区分「1：外国人」
- [社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの居住者区分「0：居住者」

《 関連メニュー 》

- ・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー
- ・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票一覧表]メニュー
- ・[随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[税務署提出用データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[市町村提出用データ作成]メニュー

[\[源泉徴収簿\]メニュー](#)

○印刷した際は、以下のように印字されます。

- ・ 年末調整による過不足税額欄に、各月の定額減税額（所得税）が「▲xxxxx円」と印字されます。
※年末調整による過不足税額欄は、用紙種類に「[5169]単票源泉徴収簿（横型）」「[5167]単票源泉徴収簿（横型）」「[5162]単票源泉徴収簿（横型）」「応用様式（税務署様式）」を選択した場合に印字されます。
- ・ 差引超過額又は不足額欄が超過の場合は、マイナス表記がなくなります。
- ・ 欄外に「年調減税額」「年調減税額控除後の年調所得税額」「控除外額」が印字されます。

[illegible]

[《 関連メニュー 》](#)
[\[年末調整\]](#)-[\[源泉徴収簿\]](#)-[\[源泉徴収簿\]メニュー](#)

[\[年末調整通知書\]メニュー](#)

また、欄外に「㊦-2 年調減税額」「㊦-3 年調減税額控除後の年調所得税額」「㊦-4 控除外額」が印字されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【税額控除情報】				
住宅借入金の種類	YITS018	1	数字	0：新築又は購入 1：増改築等 2：新築又は購入と増改築等 3：その他（2以上）
2以上の住宅控除	—	—	—	過去年も含め、受入不可（削除）

光ディスクにより提出する給与所得者の源泉徴収票と給与支払報告書について、提出用データの摘要欄の文字数が65文字から300文字に変更され、当製品でも対応しました。

- ・[随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[税務署提出用データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[市町村提出用データ作成]メニュー
- ・[電子申告]-[給与支払報告書]-[PCdesk用CSV取込データ作成]メニュー

「簡易な扶養控除等申告書」では、前年に提出した扶養控除等申告書の内容に変更がない場合は、「前年から異動なし」と記載することで、詳細を記入する手間を省くことができます。ただし、当製品では申告書を配付する際に登録内容をもとに各情報を印字できるため、「前年から異動なし」と印字することはできません。当製品では、「簡易な扶養控除等申告書」としても利用できるように、申告書の二次元コードの印字位置を変更しました。

「年末調整」-「控除申告書」-「扶養控除等異動申告書」メニュー

《機能追加》-----

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2024年 8 月30日時点
銀行支店辞書	2024年 9 月 9 日時点
市町村辞書	2024年 8 月19日時点
電子申告辞書	2024年 9 月24日時点